

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月30日
【会社名】	新光商事株式会社
【英訳名】	Shinko Shoji Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 達哉
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【電話番号】	東京(03)6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 正木 輝
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー13階
【電話番号】	東京(03)6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 正木 輝
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 387,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年7月30日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称および住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	300,000株	387,000,000	
一般募集			
計（総発行株式）	300,000株	387,000,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,290		100株	平成27年8月28日（金）		平成27年8月28日（金）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
新光商事株式会社	東京都品川区大崎一丁目2番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 目黒支店	東京都目黒区三田1丁目7番13号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
387,000,000		387,000,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】****a 割当予定先の概要**

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職および氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者およびその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との関係の欄は、平成27年7月29日現在のものであります。

株式給付信託（BBT）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社取締役および監査役に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1) 概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社取締役および監査役に対し当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役および監査役に役位、業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役および監査役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。取締役および監査役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役および監査役に対して中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

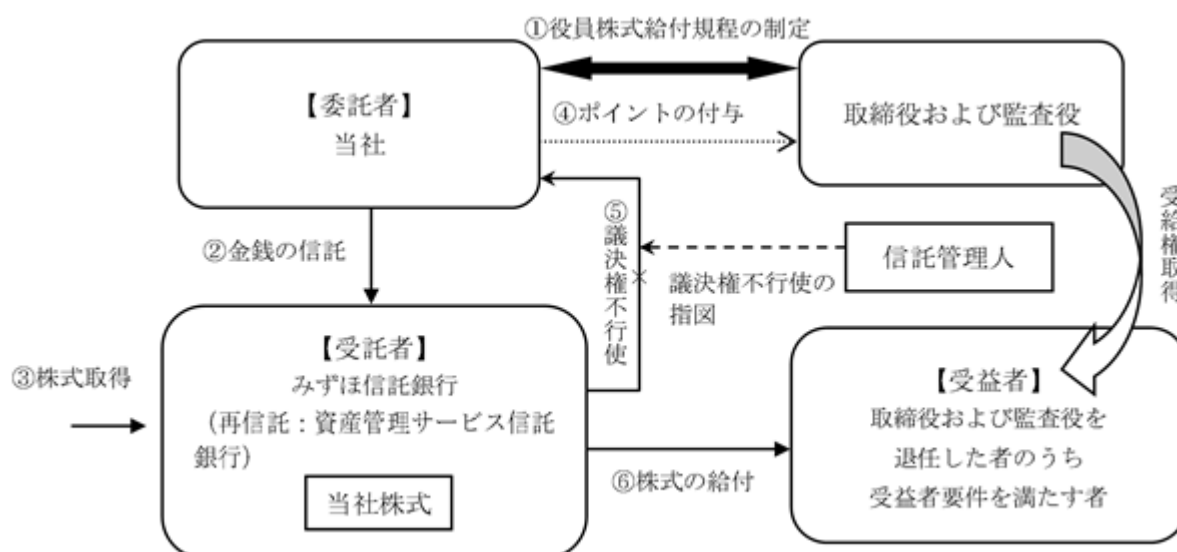
当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役および監査役に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、「役員株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度の議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使の指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、一律不行使とします。信託管理人および受益者代理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社と利害関係のない第三者が就任します。

(2) 受益者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

< 株式給付信託（BBT）の概要 >



当社は、平成27年6月24日開催の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

当社は、の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

本信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役および監査役にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託助定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託は、取締役および監査役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との関係 株式給付信託（BBT）の内容（1）概要」に記載しましたとおり、取締役および監査役に対して自社の株式を給付し、中長期的な業績向上と企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本制度においては、「株式給付信託（BBT）の内容（1）概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））を当社が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

300,000株

e 株券等の保有方針

割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成27年8月28日）より2年間に於いて、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払い込みに要する資金等の状況

処分先の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役および監査役に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。

当社からの当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使について、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人および受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理および処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないことおよび割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間（平成27年6月30日から平成27年7月29日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,290円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヵ月としたのは、直近3ヵ月、直近6ヵ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,290円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,297円に対して99.46%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均1,267円（円未満切捨）に対して101.82%乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月間の終値平均1,224円（円未満切捨）に対して105.39%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当社役員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、発行済株式総数に対し1.21%（小数点第3位を四捨五入、平成27年3月31日現在の総議決権数236,921個に対する割合1.27%）となりますが、本制度は当社役員の退任時に当社株式等を交付する制度であり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は当社役員の中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるためのものであることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
有限会社キタイアンドカンパニー	東京都目黒区中央町2-22-7	2,450,000	10.34%	2,450,000	10.21%
MELLON BANK TREATY CLIENTS (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4-16-13)	948,837	4.00%	948,837	3.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	675,000	2.85%	675,000	2.81%
北井 暁夫	東京都大田区	651,000	2.75%	651,000	2.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・ルネサスエレクトロニクス株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	622,000	2.63%	622,000	2.59%
株式会社横浜銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい13-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	571,824	2.41%	571,824	2.38%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿6-27-30)	547,300	2.31%	547,300	2.28%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT(常任代理人シティバンク銀行株式会社)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6-27-30)	487,600	2.06%	487,600	2.03%
水上 富美子	東京都世田谷区	480,886	2.03%	480,886	2.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	408,800	1.73%	408,800	1.70%
計		7,843,247	33.10%	7,843,247	32.69%

(注) 1. 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式1,135,065株(平成27年3月31日現在)は割当後835,065株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） 平成27年6月24日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年7月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成27年6月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報である有価証券報告書（第62期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

新光商事株式会社 本社

（東京都品川区大崎一丁目2番2号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。